

デイサービスセンターぱーるラシック利用料金表（彦根市）

2025年12月1日～

①介護保険の給付対象サービス費

7時間以上8時間未満（要支援：1月あたり 要介護：1日あたり）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担額の 目安	単位数	1,798 単位	3,621 単位	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位
	(1割負担)	1,846 円	3,719 円	668 円	788 円	913 円	1,038 円	1,164 円
	(2割負担)	3,693 円	7,438 円	1,335 円	1,576 円	1,826 円	2,075 円	2,328 円
	(3割負担)	5,540 円	11,157 円	2,002 円	2,364 円	2,738 円	3,112 円	3,492 円

※自己負担分は、地域区分（要支援：単位数に10.27円、要介護：単位数に10.14円）を乗じていますが、あくまでも目安です。

区分内容		内容	利用料金			
			法定利用単位	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)
要支援	科学的介護推進体制加算/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出していること	40 単位	41 円	81 円	122 円
	栄養アセスメント加算/月	・管理栄養士を1名以上配置していること ・利用者ごとに、共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族に対して、説明をし相談等に必要に応じて対応すること ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切な有効な実施のために必要な情報を活用していること	50 単位	51 円	102 円	153 円
	生活機能向上連携加算Ⅱ/月	リハビリテーション専門職や医師と連携して、利用者の生活機能向上や身体状況等の評価、個別機能訓練計画の作成を行っていること	200 単位	203 円	406 円	609 円
要介護	中重度ケア体制加算	・前年度の利用者総数のうち、要介護3～5である者の割合が100分の30以上であること ・基準に規定する員数に加えて介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること ・専従の看護職員を1名以上配置していること	45 単位	46 円	92 円	137 円
	科学的介護推進体制加算/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出していること	40 単位	41 円	81 円	122 円
	ADL維持等加算Ⅰ/月	・利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること ・利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること	30 単位	31 円	61 円	92 円
	栄養アセスメント加算/月	・管理栄養士を1名以上配置していること ・利用者ごとに、共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族に対して、説明をし相談等に必要に応じて対応すること ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切な有効な実施のために必要な情報を活用していること	50 単位	51 円	102 円	153 円
	入浴介助加算Ⅱ	・利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価している ・訪問により把握した居室の浴室の環境等踏まえた個別の入浴計画を作成すること ・入浴計画に基づき個別又は利用者の居宅に近い環境で入浴介助を行うこと ※対象者のみ	55 単位	56 円	112 円	168 円
	生活機能向上連携加算ⅡⅠ/月	・外部のリハビリテーション専門職が、通所介護事業所を訪問し機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価、個別機能訓練計画の作成を行っていること ・個別機能訓練計画に、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載していること ・身体状況等の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者・家族へ説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること	200 単位	203 円	406 円	609 円
	生活機能向上連携加算ⅡⅡ/月	・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること ・個別機能訓練加算を算定している場合、100単位/月（Ⅱ2）となる。	100 単位	102 円	203 円	305 円
	個別機能訓練加算Ⅱ/月	・個別機能訓練加算Ⅰロをの算定していること ・利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、機能訓練の時実施に当たり、提出した情報とフィードバック情報を活用していること ※対象者のみ	20 単位	21 円	41 円	61 円
	個別機能訓練加算Ⅰロ	・専従の機能訓練指導員を2名以上（配置時間の定めなし）配置すること ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他職員が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練指導員が機能訓練を実施していること ・個別機能訓練計画の作成、実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するように、複数の種類の機能訓練の項目を準備しその項目の選択にあたり利用者の生活意欲が増進されるように援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅の生活状況を確認したうえで個別機能訓練計画を作成していること。その後、3月に1回以上居宅を訪問し生活状況を確認するとともに利用者・家族に個別機能訓練計画の進捗状況を説明、記録し必要に応じて見直しを行っていること ※対象者のみ	76 単位	77 円	154 円	231 円
	認知症加算	・規定する員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上配置していること ・前年度の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者が15%以上であること ・認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を提供時間を通じて1名以上配置していること。 ・従業員に対する認知症ケアに関する事例検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること ※対象者のみ	60 単位	61 円	122 円	183 円
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6月に1回）	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること	20 単位	21 円	41 円	61 円
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6月に1回）	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	5 単位	5 円	10 円	15 円
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数×加算率（9.0%）	9.0%	1割分	2割分	3割分

*実施サービスに変更があればその都度お知らせさせていただきます。

②介護保険対象外のサービス費

項目	料金		項目	料金	
食費	900円	食事代	通常の送迎実施 地域外の 送迎費用	一律500円	通常の送迎の実施地域を越えた地点から 片道10km未満
バット代	50円/枚	施設のバットを使用された場合		1kmごとに100円	通常の送迎の実施地域を越えた地点から 片道10kmを超える場合
パンツ代	100円/枚	施設のパンツを使用された場合	引落手数料	110円/回 または 165円/回	利用料金の支払い方法が口座振替の場合
タオルレンタル費	200円/回	バスタオル2枚・ハンドタオル2枚・洗体タオル1枚	マッサージケア費	100円/10分	
洗濯代行費	300円/回	衣類の洗濯・乾燥を行います。 ※当日着衣して下さっている服等の洗濯・乾燥であり自宅洗濯物の持ち込みは不可とさせていただきます。			

*料金の変更がある場合は前もってお知らせさせていただきます。